

# 第7回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 平成30年2月7日(水)午前10時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄  
5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康  
9 寶谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 な し
- 5 出席の職員 事務長 依田 保 事務主査 篠崎 努  
主 事 今 茂 主 事 江橋享佑
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第14号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について  
議案第15号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続証明の発行について  
議案第16号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について  
(3) 生産緑地の買取りについて
- 日程第4 協議事項 (1) 平成30年度足立区農業委員会活動計画(案)について

## 7 議事

議 長 ただいまから、第7回足立区農業委員会会議を開会いたします。  
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。  
私の方から、議席順に指名いたします。馬場委員、横山委員の両名をお願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第14号、『相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(議案第14号の1件について、事務局が農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)

議 長 それでは、私から報告いたします。

委 員 2月6日に私と事務局2名とで現地を調査してまいりました。(栽培状況を説明。)農業相続人は、納税猶予制度を十分理解しており、ご家族の意志も確認いたしましたので、適格者証明書を発行することに問題はないと考えます。

議 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

委 員 一部アスファルト敷きだったところは、生産緑地法の改正により、再指定が可能となった基準に基づいた生産緑地の指定を受けてから適格者証明の申請をしたのですか。

委 員 元々生産緑地であったところに道路と農地の出入口を作るためにアスファルトを敷いたのですが、原状復旧し農地としての引き続き生産緑地として利用しています。

事務局 この地区におけるまちづくり関係の協議会で、生産緑地のところに道路を通すこととなり、道路の造成と同時に生産緑地との出入口が作られたという経緯があり、今回、納税猶予の適用を受けるにあたって然るべき状況に戻すよう説明したところ、速やかに対応してもらっているので、特段、問題はないと思います。

議 長 それでは、只今の説明のとおり適格者証明書を発行することといたします。

( 了 承 )

議 長 次に、議案第15号、『相続税納税猶予に係る特例農地等における3

年毎の農業経営継続証明の発行について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(議案第15号の2件について、事務局が農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)

議長 それでは、委員から報告をお願いいたします。

委員 2月1日に私と事務局2名とで現地を調査しました。(作付状況を説明。)特例適用農地として適正に管理されておりましたので、農業経営継続証明を発行することに何ら問題ないと考えます。

議長 只今の説明について、ご質問はありますか。

委員 2件目の農業相続人は、一人で農業に携わっているのですか。

委員 農業相続人が主で耕作されていますが、長女とその夫と子が携わっています。長女の夫は5年前に退職し、農業専属で来年度から直売所にも出荷したいとのことでした。

議長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明を発行することといたします。

(了承)

議長 次に、議案第16号、『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(議案第16号の2件について、事務局が申出者、申出事由の生じた者、申出事由が生じた日、対象となる生産緑地、現地確認日について説明。)

議長 それではまず、委員から報告をお願いいたします。

委員 1月31日に私と事務局2名とで現地確認及び事情聴取してまいりました。(作付状況を説明。)当日は申出者と面談し、主たる従事者を含めた家族で管理していたことを確認しました。主たる従事者の死亡により、農業経営を継続していくことは困難なため、買取り申出することはやむを得ないと判断いたします。以上のことから、買取り申出に伴う主たる従事者証明書の発行については適切であると考えますが、ご審議をお願いします。

議長 つづいて、委員から報告をお願いいたします。

委員 2月5日に私と事務局2名とで現地確認及び事情聴取してまいりました。当日は申出者と面談し、主たる従事者を含めた家族で管理していたこ

とを確認しました。主たる従事者の死亡により、農業経営を継続していくことは困難なため、買取り申出することはやむを得ないと判断いたします。以上のことから、買取り申出に伴う主たる従事者証明書の発行については適切であると考えますが、ご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

( な し )

議 長 それでは、只今の説明のとおり、証明書を発行することといたします。

( 了 承 )

議 長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」4件について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

議 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

( な し )

議 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

( 了 承 )

議 長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局が議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」9件について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

議 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

( な し )

議 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

( 了 承 )

議 長 次に、報告事項の3、『生産緑地の買取りについて』です。

本件について、事務局から報告願います。

(事務局が議案書に従い「生産緑地の買取り」1件について、買取り申

出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行政機関の買取りの有無、農業者へのあっせんについて報告。)

議 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

( な し )

議 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

( 了 承 )

議 長 次に、日程第4、協議事項の1、『平成30年度足立区農業委員会活動計画(案)について』です。

本件について、事務局から説明願います。

(事務局が別紙1により「平成30年度足立区農業委員会活動計画(案)について」説明。)

議 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

( な し )

議 長 それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。

( 了 承 )

議 長 他に、何かありますか。

(事務局が 活動報告と今後の予定について 農業委員会だより第41号の原稿について 足立区認定農業者セミナーの開催について 冬季区内地区農業委員会別検討会参加報告について 第67回関東東海花の展覧会の開催結果について 保木間南区民農園、栗原区民農園の廃止について 「千住ネギ」の生育状況についてを説明。)

議 長 他に、何かありますか。

( な し )

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第7回足立区農業委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。